時事新報

明治十八年十一月十日（火曜日）
舊乙酉十月四日（己巳）
日出午前六時三十二分　日入午後四時五十六分
月出午前九時十四分　月入午後七時四十一分
滿潮午前七時三十分　午後七時四十八分
（西曆一千八百八十五年）

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢　一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲ケル各地ニ於テハ遞送無料ニテ配達致候

東京　横濱　横須賀　從神奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ヶ谷　粕壁　杉戸　幸手　久喜　關宿

其他同地近傍配達便宜ノ場所ハ同シク遞送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八厘五	五錢五厘	五錢二厘
五十一行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

日本の新聞紙（昨九日の續）

今の日本の新聞紙は今の日本社會の文明を映照する唯一無類の重要品にてありながら全國數百種の新聞紙中未だ一枚も人の意に適ふに足るものなきは我輩が讀者諸君と共に甚だ遺憾とする所なり國に異成の新聞紙なきは其罪固より新聞事業擔任の當局者に在り我輩決して言を左右に托して強ひてこれを免かれんとすることを爲さず甘んじて其責に任すべしといへども退いて平心に熟考すれば國に異成の新聞紙なきの罪を取て悉くこれを新聞事業の當局者にのみ負擔せしむるは或は未だ其當を得たるものにあらざるやの疑ひなきにあらず何となれば凡そ新聞紙は其國其社會の文明開化を反射映照する鏡にはあれども其國其社會に無き文明開化を產出製造する器械にはあらず即ち某の社會に某の新聞紙あり從來其社會の進步期して待つべしといふにはあらずして某の社會に某れ新聞紙あり現在其社會の進步推して知るべしとて唯有りの儘の今の文明開化を證明そるの道具たるに過ぎざるものなればなり彼の鯨は大海にならざれば身を托せず盆大の小池には唯鰌目高の類の生息するのみ然れども池中鯨を見ざるは其鰌鯨にならずして恐らくは池に在らん今日本東京の時事新報を執て之れを英國倫敦のデーリー、ニウス又はデーリー、テレグラフ等の新聞紙に比そるに鰌と鯨れ相違も啻ならずといへどもこは唯英國の文明は大海なるがゆゑに鯨を生息せしめ日本れ文明は盆池なるがゆゑに鰌を生息せしむるまでのことにして何も怪しむに足るものなし今日にもあれ日本國民の文明開化をして英國人民の度に達せしめたらんには我輩不肖なりといへども遂に池中に安んずる者にあらず一夜れ中に此度時事新報を鯨化して御覽に入るべし

我輩今の日本國民が新聞紙に對するの擧動を見るに不滿足千萬の事共少なからず文字智識に緣なき敎育上の下等人民（貴賤男女混同）は新聞購讀者の籍外れ人口なれば敢て爰に論せず甚れより數等上進して文字智識もあり財產實力もあり國事世務の難きを解して一廉の人物と稱ばるゝ人々にても未だ新聞紙を讀むの必要を感ぜざる者甚だ多し此輩の目には新聞紙は一種の贅澤品の如くに見え新聞紙購讀を以て一個の物數寄と思ひ做せり左ればにや本年春夏の際各地方窮民救助の沙汰ある時に當り歷々の家にて俄かに新聞紙の購讀を廢したる者少なからず其理由を聞くに新聞紙の配達を受けては家の奢りを世間に表白し救助米寄附の時にも自然過當の出金を要して甚だ不經濟なりと云ひしとさへあり亦以て新聞紙が居家處世に不要の一贅品視せらるゝの趣きを見るに足るべし或は又新聞購讀の熱心家なりと稱せらるゝ人を見るに好んで新聞紙を讀まざるにあらずといへども之を讀むや前年の漢學書生輩が論語孟子を講ずると同一の氣構へにて新聞紙を視るの一部の經典の如くし上社說より讀て下廣告に至り一字一句を逭さず字々句々皆修身齊家治國平天下の訓言なりとしてこれを身行服膺することを勉め偶ま多數の記事中一二の誤聞に屬するものあると見出せば釋迦自から妄語戒を犯し耶蘇自から十誡を破ると見て佛敎耶蘇敎信徒等れ失望落膽は斯くもやあらんと思はるゝまでに心痛の顏色を爲す者多きは新聞紙を讀むのとの甚だ深切なよしして其志れ殊勝なる新聞記者を感泣せしむるに相違なからんといへども左りとては餘りに人事を辨へざる仕方なりて決して聖むべきことにあらず古人も盡く書を信せば書なきに如かずといへり況んや新聞紙は世界にあらゆる千種萬樣の事物を即時即刻に報道して後をざらんことを勉め巧よしく遲からんよりも拙にして速かなるを貴び所謂道に聽て途に說く性質のものなるに於てとや人事は間違多く人言も虛妄多し新聞紙も亦一個の人事人言なりとすれば時に記事れ間違あればとて強ち喫驚落膽するを要せざるべし又日本人が新聞紙を讀むに甚だ深切なると同時に新聞紙面に植詰めたる幾萬の文字を一字も遺さず讀盡さゞれば滿足せざるの奇癖あるは實に不思議なり新聞紙は讀みたけれども稼業に忙はしくして讀む暇がないとて一切新聞紙の購求を廢する商人又毎日の出勤前に一讀そるには一枚れ新聞紙にて十二分の讀量ありとて唯一種の新聞紙を購讀して滿足そる官吏などは世に珍らしからぬ例あり一字一句も讀殘そべからずとの新法に依らば或は去る事もあらんなれども若し普通文明國の新聞閱讀法に從ひ毎朝れ新聞紙をザッと一通り目を通して中に就き自家に要用の箇處〳〵を一讀するには三五分時間の暇あれば澤山なり五六種の新聞紙を通覽すると半時は掛らず朝飯の傍らに且つ食ひ且つ讀みて十分に用を達そることを得べし或は汽車馬車の中にて一讀そるなどは時を利用そるの妙法ならん一讀したる故紙は車中に打棄置きて立ち去るべし入用あらば又買ふべし錢を出して買ひたるものを讀殘し置きてと勿体なしと言はぬばかりに一枚の新聞紙を七重に八重に折り疊みて大事に懷中に納め宅に歸れば又これを引展ばし新聞綴りに綴り込み數箇月分溜まれば綴釘して一冊の書物と爲し傳家の寶として書棚に飾り置くなどは文明紀元以前の古臭味タップリなる所業と云はざるを得ず

以上二三の例の如く新聞紙は未だ日本國民が居家日用の必要具たる性質を帶ぶるに至らず或は贅澤品視せられ或は珍貴品視せられ隨て其需用甚だ狹く且つ少なし時事新報の如き日本の新聞紙中にては先づ第一等に位するものにして歐米諸國の諸新聞紙にも往々其高評を掲ぐるを見るほどれものなれども其毎日の發行紙數を調ぶるに當時未だ一萬の上を多く出ること能はず之れを歐米諸國の重立ちたる新聞紙が毎日廿萬枚內外を發行して尋常の事と爲し居るものに比それば實に同日の論にあらざるなり日本の人口三千七百萬これを米國に比すれば千七百萬人を少なくして英國に比すれば二百萬人を多くし世界の一大國民なりと云て毫も愧る所なし然るに此一大國民にして又自から東洋隨一の文明國と誇稱する人民にして其社會に十萬內外の紙數を發行する新聞紙とては唯の一つもなしと云ては其社會の文明開化の度も推し測られていたはしく實に我々日本國民の大恥辱なりと云はざるを得ず我輩は何時か日本の新聞紙が日本國民の日常の必要品と爲り隨て我輩も又異成なる新聞紙の義務を盡そを得るの日到來すべきやと前途を望んで其甚だ遼遠なるに落膽し毎日執る筆先きも鈍り勝ちなるを覺ゆるあり（畢）

官報

○太政官布告第三十四號

種痘規則左ノ通制定シ明治十九年一月一日ヨリ施行ス但明治九年內務省甲第八號及ヒ甲第十六號布達ハ此規則施行ノ日ヨリ廢止ス

種痘規則

第一條 種痘ハ小兒出生後滿一年以內ニ之ヲ行フヘシ若シ不善感ナルトキハ更ニ一週年內ニ再三種ヲ行フヘシ○第二條 種痘ハ善感後ト雖モ五年乃至七年ニ再種ヲ行ヒ再種後五年乃至七年ニ三種ヲ行フヘシ○第三條 天然痘流行ノ兆アルトキハ第一條第二條ノ期限ニ拘ハラス地方官吏ノ指定シタル期日內ニ種痘ヲ行フヘシ○第四條 種痘ヲ受クヘキ者病氣或ハ事故アリテ第一條第二條第三條ノ時期ニ種痘ヲ行フコト能ハサルトキハ病氣ハ醫師ノ診斷書事故ハ親戚又ハ隣保ノ證印ヲ爲シタル證書ヲ副ヘ戶長役場ニ屆出ヘシ○第五條 種痘ヲ受ケシ者ハ醫師ノ指定シタル日ニ於テ檢診ヲ受ケ痘漿採取ヲ要スルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス○第六條 種痘濟ノ者ハ醫師ヨリ種痘證ヲ受領シ戶長役場ニ屆出ヘシ」但天然痘ニ罹リタル者ハ醫師ヨリ其證ヲ受領シ本條ニ準スヘシ○第七條 十六歲未滿ノ者ノ尊長後見人若クハ雇主等ニシテ現ニ其幼者ヲ監督スル者ハ前各條ノ責ニ任スヘシ」貧院育兒院等ヘ入院ノ者ハ該主長ニ於テ前各條ノ責ニ任スヘシ○第八條 醫師ハ種痘ノ善感不善感ヲ檢診シ種痘證ヲ付與スヘシ」但天然痘ニ罹リタル者ヲ治療シタルトキハ本條ニ準シ其證ヲ付與スヘシ○第九條 第一條第二條第三條第四條第五條第六條及第八條ヲ犯シタル者ハ五錢以上五十錢以下ノ科料ニ處ス○第十條 府知事縣令ハ種痘明細表ヲ製シ毎年一月七月ノ兩度內務卿ニ報告スヘシ○第十一條 此規則ヲ施行スル方法細則ハ府知事縣令ニ於テ便宜設ケ內務卿ニ屆出ヘシ

右奉 勅旨布告候事

明治十八年十一月九日　太政大臣公爵三條實美　內務卿伯爵山縣有朋

○文部省達第十二號　府　縣

小學敎場ハ小學校ヨリ簡易ナル敎則ヲ以テ普通科ヲ敎授スル所ニシテ左ノ情況アル場合ニ之ヲ設置スヘキ儀ト心得ヘシ此旨相達候事

明治十八年十一月九日　文部卿　伯爵大木喬任

○一半日又ハ夜間ニ非サレハ就學スルコト能ハサル兒童多數ナリト認ムル場合○一授業料ヲ納ムルコト能ハサル兒童多數ナリト認ムル場合○一小學校ヲ設置スルニ資力不足ナリト認ムル場合

○警視廳告示第十二號

石川島監獄署內ニ虎列剌病患者發生候ニ付當分ノ內該所ノ交通ヲ止ム

右告示候事

明治十八年十一月九

○日本郵船會社定款（農

立委員ハ去九月二十九日

ニ運ヒ左ノ定款ヲ議定

日本郵船會社定款

日本政府ノ特許ヲ得テ日

ノ命令書ニ遵ヒ創立委員

左ノ如シ

第一章 總則 第一

會社ト稱スヘシ○第二條

創立スルモノナルニ付茲

幷ニ將來時々ノ命令ヲ遵

有限責任トシ當會社ノ負

キ義務ハ株金全額ニ止マ

ハ中外ノ海運ヲ以テ專業

ヲ得ス然レトモ當會社船

ヲ保持スルハ此限ニアラ

東京ニ置キ各要地ヘ支店

出張所又ハ代理店ヲ置ク

營業期限ハ滿三十箇年ト

議ニ依リ營業ヲ繼續セン

シテ許可ヲ受クヘシ○第

テ資本金半額以上ヲ損失

スルモノトス」前項ノ場

ントスルトキハ株主總會

テ總株半數以上ヲ所有ス

可ヲ受クヘシ○第八條

ス前條ノ場合ニ在テ鎖店

處分人ヲ選定シ其權限職

ヘシ○第九條 當會社ノ

款ニ據テ之ヲ正副社長理

第二章 資本金 第

一千一百萬圓トシ之ヲ二

圓ト定ムヘシ但資本總額

二千株ハ官有八百四十萬

屬スルモノトス」株主總

リ之ヲ增減スルコトヲ得

第三章 船舶 第十

他船舶ノ形容及噸數等ハ

務卿ノ許可ヲ受クヘシ○

登簿噸數ハ三萬五千噸ヨ

船ヲ賣却シ新船ヲ製造セ

時噸數ヲ減スルトキハ三

務卿ニ上申シテ許可ヲ受

有ノ船舶中船體及ヒ機械

ト認ムルモノアルトキハ

卿ノ許可ヲ得テ之ヲ賣却

舶ヲ新造シ及ヒ購入シ又

會ニ於テ株主ヘ報告スヘ

第四章 營業 第十五

卿ノ命令書及ヒ定款ニ準

ヘシ○第十六條 旅客貨物

變更セントスルトキハ第十

ノ許可ヲ受クヘシ○第十

問屋ノ手數料ハ確定スル

第五章 役員及責任

稱スルモノハ左ノ如シ

社長 一名、副社長 一名

人、副支配人、手代○第十

證期限十五箇年間農商務

第二十條 保證年限滿期

總會ニ於テ更ニ之ヲ定ム

理事ノ給料ハ保證年限十五

ヒ會社ヨリ支出スルモノト

社全體ノ責ニ任シ百般ノ事

員ヲ選任シ及ヒ給料ヲ定メ

十三條 副社長ハ社長ヲ輔

ヲ爲スヘシ○第二十四條

會社諸般ノ事務ヲ整理シ又

ヘシ○第二十五條 監督

員ノ勤惰ヲ監督スルモノト